

## 広島県消防広域化推進計画の修正計画について

令和2年11月19日  
消防保安課

## 1 趣旨

「広島県消防広域化推進計画」（平成20年3月策定）について、平成30年4月の国の基本指針（「市町村の消防の広域化に関する基本指針」等）の一部改正により、都道府県における推進計画の見直しの検討が示されたことなどを踏まえ、本県の消防の広域化及び連携・協力を推進するため、広島県消防広域化検討委員会（平成31年4月設置）において、見直しを検討し、この度、現計画の「修正計画」を策定した。

## 2 見直しに向けた検討経過等

別紙1のとおり

## 3 消防の広域化の必要性

人口減少社会の到来や高齢化が進展する中で、将来にわたって、市町の消防体制の整備及び確立を図るためには、消防の広域化による、「災害発生時における初動対応の強化」、「本部機能統合等による現場活動要員の増強」、「高度な資機材の計画的な整備」など様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。

## 4 修正計画のポイント

## (1) 広域化対象市町の組合せ

現計画の「5ブロック」を継続し、広域化の推進に向けた検討を続ける。

○見直し検討の結果、広域化対象市町の組合せ（「5ブロック」）を見直すべきという共通認識には至っていないことから、現計画の「5ブロック」を継続し、広域化の推進に向けた検討を続けていくとともに、広域化の検討の具体的な取組として、消防の連携・協力を推進していくことにより、広域化につなげていく。

また、本県の将来像についても、長期的視点に立った将来像の検討を続けていく。

○国の基本指針において、特定小規模消防本部（消防職員数50人以下の消防本部）などを、他の広域化対象市町よりも先行して集中的に広域化を推進することとされた、消防広域化重点地域の指定については、広域化の機運が高まり、組合せや方針が具体化した段階で、計画を変更し、指定する。

## (2) 消防の連携・協力の推進

消防の連携・協力の推進を計画に位置付けて取組を推進する。

○取組項目の例として、

- ・高機能消防指令センターの共同整備・運用
- ・消防艇・救急艇の共同整備・運用

などが考えられ、その他の連携・協力についても必要に応じて取り組む。

## (3) 県の役割

県がリーダーシップをとって、消防の広域化の検討及び連携・協力を推進する。

○現計画の「市町（消防本部）からの要請に基づき進めていく」という方法ではなく、県がリーダーシップをとって、ニーズの把握等に努め、消防の広域化の検討及び連携・協力を推進していく。